

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年2月26日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

二つ橋高等特別支援学校 水道管漏水復旧

2 履行場所

二つ橋高等特別支援学校（瀬谷区二ツ橋町470）

3 契約日

令和7年1月15日

4 履行日又は履行期間

令和7年1月21日

5 契約金額

330,000円（税込）

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市西区久保町4番12号  
三ツ矢設備株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

二つ橋高等特別支援学校の水道使用量が大幅に増加していることが水道検針員の声掛けにより判明した。受水槽や高架水槽からの水漏れが疑われたが、目視で確認できず、地中の水道管からの水漏れの可能性が浮上した。水漏れが起きている水道管系統の水道の使用を停止するなど、学校運営に支障があるため早急に漏水復旧作業を行うため緊急契約での作業を実施した。

8 契約の相手方の選定理由

迅速な対応が可能な業者を選定した。

9 所管

二つ橋高等特別支援学校